

第4次越谷市男女共同参画計画(素案)

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を
認めあう社会をめざして～

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)

令和3年(2021年) 月

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	1
2 男女共同参画政策をめぐる動向	2
3 越谷市のこれまでの取り組みと今後の課題	6
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	11
2 計画の目的	12
3 計画の位置づけ	12
4 計画の期間	13
5 計画の構成	13
6 計画の特徴	13
第3章 計画の推進	15
1 男女共同参画推進体制	15
2 年次報告書の作成・公表	17
第4章 計画の内容	18
1 計画の体系	18
2 計画の目標	20
3 計画の内容	21
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	21
施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	25
基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり 【越谷市女性活躍推進計画】	
施策の方針3 女性の活躍の推進	27
施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	31
基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり	
施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進	34
施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり	38
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶 【越谷市DV対策基本計画】	
施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	41
支援体制	45
第5章 数値目標・モニタリング指標	
1 数値目標・モニタリング指標について	47
2 数値目標・モニタリング指標一覧	48

資料

1	計画策定までの経過	○
2	越谷市男女共同参画推進委員会委員名簿	○
3	男女共同参画に関する国内外の動き	○
4	関係条例等	
	・越谷市男女共同参画推進条例	○
	・越谷市男女共同参画推進条例施行規則	○
	・越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例	○
	・越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則	○
	・越谷市男女共同参画行政推進会議設置要綱	○
5	関係法令等	
	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	○
	・男女共同参画社会基本法	○
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	○
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	○
6	用語の解説	52

文中の一部の用語については右上に「※」をつけております。
用語の説明については、巻末の用語の解説をご参照ください。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成17年(2005年)3月に「越谷市男女共同参画推進条例」(以下「推進条例」という)を制定し、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策の一層の充実を図ってきました。また、平成23年(2011年)3月には、第3次越谷市男女共同参画計画を策定し、市民、事業者との協働により男女共同参画の推進に関するさまざまな施策に取り組んできました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される性別による固定的役割分担意識^{※1}とそれに基づく社会制度や慣行が依然として残っており、女性の社会参画や男性の家庭生活などへの参画が十分に進んでいない現状があります。さらに、共働き世帯の増加などに伴い、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境の整備が一層求められていることなど、取り組むべき多くの課題があります。

また、近年頻発している地震や集中豪雨などの災害時に男女共同参画の視点を取り入れた女性の参画の重要性が認識されました。さらに、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV^{※2}、以下「DV」という)をはじめさまざまな暴力の根絶、性的少数者への理解と支援、ハラスメントの防止など、新たな取り組みが必要とされています。

国においては、少子高齢化の更なる進展と人口減少社会の到来、社会経済情勢による貧困・格差の拡大や雇用状況の変化に対応するため、平成27年(2015年)8月に、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{※3}」(以下「女性活躍推進法」という)が制定されるなど、男女共同参画に係る法令の整備を行っています。

このような状況のなか、第3次越谷市男女共同参画計画の計画期間が令和2年度(2020年度)に満了することに伴い、男女共同参画の推進を妨げる多くの課題や、関係法令の整備等による新たな課題に対応し、多様な生き方を認め合い、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会を実現していくため、新たな計画を策定することとしました。そこで、新たな計画の策定に向けて市民から募集した意見等をもとに素案を策定し、パブリックコメントの実施や全庁的な議論を経て、越谷市男女共同参画推進委員会での審議などを踏まえ、令和3年(2021年)●月に「第4次越谷市男女共同参画計画」を策定しました。

※1 性別による固定的役割分担意識…男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、固定的な考え方により役割の分担を決めること。

※2 ドメスティック・バイオレンス/DV…配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった相手からの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律…自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法 平成27年9月4日公布・同日施行

2 男女共同参画政策をめぐる動向

(1) 国際的な動き

1979年(昭和54年)の第34回国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という)が採択され、1985年(昭和60年)に日本も批准しました。

その後、1995年(平成7年)到北京で開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、女子差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」など各国が取り組むべき12項目の課題が設定されました。

「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されてから20年となる2015年(平成27年)には、「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」が開催され、各国の取り組み状況に関する評価・見直しが行われました。同年、9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)において、17の目標のうちの一つとして、「ジェンダー^{※4}の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント^{※5}を図る」という目標が掲げられています。

近年では、2020年(令和2年)3月に「第64回国連女性の地位委員会(北京+25)」は、ニューヨークで開催されました。「北京宣言」及び「北京行動綱領」の重要性を再確認するなど、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

このように、国際会議などにおいて女性の地位向上のための国際規範や基準について積極的な議論が行われており、日本も国際社会から取り組みの一層の強化が求められています。

持続可能な開発目標SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※4 ジェンダー…「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。その一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

※5 エンパワーメント…個人が自分自身の力で問題や課題を解決できる社会的技術や能力をつけること。

(2) 国内の動き

男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年(1999 年)に制定されました。この中で、政府は男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めなければならないとされており、これに基づき、平成 12 年(2000 年)に国の「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年(2015 年)に策定された、「第 4 次男女共同参画基本計画」では、国の経済成長戦略の重要な柱として、「女性の活躍推進」に取り組んでいることを踏まえて、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」という 4 つの政策領域を設け、取り組みを進めてきました。

令和 2 年(2020 年)には、計画全体の見直しが行われ、社会経済情勢の変化や課題に対応するため、男女共同参画社会の実現により目指すべき社会として、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」を掲げた第 5 次男女共同参画計画を策定しました。

また、次のような男女共同参画に関する法律や制度の整備を進めています。

■女性活躍の推進

「女性活躍推進法」は、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されて職業生活において活躍することを目指し、平成 27 年(2015 年)に制定されました。この法律では、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにし、地方公共団体における市町村推進計画の策定を努力義務とし、事業主行動計画^{※6}の策定を義務づけるとともに、女性の職業生活における活躍を推進する支援措置について定めています。

また、令和元年(2019 年)の改正では、事業主行動計画の策定義務対象者の拡大や情報公表の強化などが盛り込まれました。

■政治分野における男女共同参画の推進

平成 30 年(2018 年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

※6 事業主行動計画…企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定める計画のこと。

■男女の雇用機会の均等及び職場のハラスメント※7防止対策の推進

令和元年(2019年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(雇用機会均等法)」が改正され、事業主に対し、パワー・ハラスメント※8の防止対策を義務づけるとともに、セクシュアル・ハラスメント※9及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化を義務づけました。

■仕事と家庭の両立支援

令和元年(2019年)に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が改正され、令和3年(2021年)1月から子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

■配偶者等からの暴力の根絶

平成19年(2007年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※10(以下「DV防止法」という)が改正され、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし被害者の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター※11の設置について努力義務とされました。

平成25年(2013年)の改正では、法律婚、又は、事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む)に加え、生活の本拠をとともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律が準用されることになりました。

また、令和元年(2019年)の改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との連携・協力が明確化されました。

■ストーカー行為等の規制

平成25年(2013年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メール等を送信する行為を新たに規制対象となりました。

また、平成28年(2016年)の改正では、インターネット上のつきまといを新たな規制対象に加え、罰則の強化、非親告罪化、禁止命令等の制度の見直しなどが行われました。

■性犯罪規定の改正

平成29年(2017年)に、「刑法」の性犯罪規定が改正され、女性に限定されていた被害者に男性を含めるとともに、強姦罪を強制性交等罪へと名称を変更、非親告罪化、法定刑の引き上げなどが行われました。

※7 ハラスメント…嫌がらせ、いじめを意味し、さまざまな場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの言動のこと。

※8 パワー・ハラスメント…職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど職場環境を悪化させること。また、職場以外の人間関係においても増えており、職場の中だけの問題といえなくなっている。

※9 セクシュアル・ハラスメント…性的な言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要など個人の生活の環境を害することや不利益を与えること。

※10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)…配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律 平成13年10月13日施行

※11 配偶者暴力相談支援センター…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務(市町村に努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。
①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助

(3) 越谷市の動き

本市は、女性に関する施策の総合的な企画調整と調査研究を行うため、平成3年(1991年)10月に企画部都市文化課に女性担当を設置しました。

平成6年(1994年)3月には、男女共同参画の推進に関する第1次計画となる「こしがや男女共生プラン」を策定しました。同年6月には、少子高齢化の進展と社会環境の急激な変化に伴い、女性を取り巻く状況が多様化していることを受けて、子育て支援や女性の活躍の支援などの施策の総合的な企画調整と推進を図るため、庁内に「男女共生行政推進会議」を設置しました。

平成12年(2000年)8月には、第2次計画となる「こしがや男女共同参画プラン」を策定し、全庁横断的な男女共同参画の推進組織である「男女共生行政推進会議」を「男女共同参画行政推進会議」に変更しました。

このような流れの中で、さらに男女共同参画を推進するために、情報の発信、講座の開催、市民団体等の支援などを行う男女共同参画の推進に関する拠点施設として、平成13年(2001年)7月、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」を開設しました。

また、市民との協働による条例制定に向け、平成15年度(2003年度)には、市民との協働で男女共同参画に関する連続講座を開催し、平成16年度(2004年度)には、条例に盛り込む事項について意見をいただくために男女共同参画推進審議会を設置して審議を重ねました。その後、パブリックコメントを踏まえ、平成17年(2005年)3月に本市における男女共同参画社会の構築に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる推進条例を制定しました。

平成21年(2009年)4月には、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」に指定管理者制度を導入し、指定管理者が持つ専門性の高い知識とノウハウを活用しながら施設機能を一層充実させ、効果的な男女共同参画の推進を図っています。

平成23年(2011年)3月には、第3次計画となる「越谷市男女共同参画計画」を策定しました。本計画では、DV防止法に基づく「市町村基本計画」として「越谷市DV対策基本計画」を含めて策定し、平成27年(2015年)10月には、DV被害者支援の中心的な役割を担う機関であり、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、「女性・DV相談支援センター」(以下「相談支援センター」という)を開設しました。相談支援センターでは、関係機関と連携してワンストップ支援^{※12}を行います。

※12 ワンストップ支援…複数の場所や担当に分散していた窓口を一元化することによって、複雑な手続きを簡素化し、相談者の負担軽減となる支援を行うこと。

3 越谷市のこれまでの取り組みと今後の課題

第3次越谷市男女共同参画計画では、「男女共同参画社会を実現するための意識づくり」「男女がいきいきと暮らせる環境の整備」「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「配偶者等からの暴力の根絶」という4つの基本理念のもとに、7つのテーマ（（1）男女共同参画意識の高揚、（2）男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進、（3）生涯を通じた心身の健康づくり、（4）仕事・家庭・地域などさまざまな活動の両立支援、（5）政策・方針の決定過程における男女共同参画の推進、（6）就労における男女共同参画の推進、（7）配偶者等からの暴力の被害者の保護・支援を掲げて諸施策を体系化し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施してきました。このうち、各テーマにおける取り組みの内容と今後の課題をまとめると次のとおりです。

（1）男女共同参画意識の高揚

男女共同参画社会の実現には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるための意識づくりが必要です。そのため、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」において、男女共同参画に関する講座の開催や情報誌の発行などを通じて、男女共同参画の意識の高揚に努めてきました。さらに、多様化するメディアから発信されるジェンダーに関する情報を正しく理解し、活用するための事業を実施してきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような性別による固定的役割分担意識は、若い世代ほど解消傾向が見られるものの、依然として根強く残っています。

【今後の課題】

- ・性別による固定的役割分担意識とそれに基づく社会通念や慣習は未だ根強く残っていることから、男女共同参画に関する意識を高める必要があります。特に、男性や若年者への働きかけが求められています。
- ・ライフスタイルが多様化する中で、テレビ、インターネット・SNS^{※13}等の多様なメディアから多くの情報が発信されるため、情報を主体的、客観的に解釈し、自分自身で判断できる能力を高めることが求められています。

（2）男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

幼少期から成長過程において人々の中に長い時間をかけて形成されてきた、性別による固定的役割分担意識は、男女共同参画の推進を妨げる大きな要因の一つになっています。このような要因を解消するために、幼児期や児童期における教育の果たす役割は重要です。学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、教職員等への研修や児童生徒が個性と能力を活かしたキャリアの形成ができる学校教育における意識啓発とともに、保護者への家庭教育における情報提供などの取り組みを行ってきました。

※13 SNS ……ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

【今後の課題】

- ・子どもの頃から男女共同参画意識を高め、性別による固定的役割分担にとらわれない意識が形成されるよう、学校・家庭・地域のあらゆる場において学びの場を提供するとともに、積極的な情報提供をする必要があります。

(3) 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたる心と身体
の健康づくりが必要です。そのため、思春期の性に対する正しい知識を得るための講座や生
涯を通じた女性の健康に関する講座を開催し、性別や年齢にかかわらずライフステージ^{※14}
に応じた健康づくりを支援してきました。

また、性的少数者への偏見や誤解がないよう、性の多様性や性的少数者への理解を深める
ため、互いに尊重し合う意識の啓発を行ってきました。

さらに、日本各地において甚大な被害をもたらしている地震や集中豪雨などの災害時に男
女共同参画の視点が不十分である事例が報告されました。そのため、防災の分野における男
女共同参画の視点に基づく配慮等を啓発する取り組みを行ってきました。

【今後の課題】

- ・あらゆる年代の男女が、ともに人権を尊重し、性と健康について正しい知識・情報を持ち、
健康づくりに取り組むための支援が必要です。
- ・防災対策を進めるためには、多様なニーズの把握や避難所における問題点など男女共同参
画や多様性配慮の視点に立った計画や施策が必要であるとともに、行政の取り組みだけで
はなく、地域のさまざまな団体と協働して取り組んでいく必要があります。

(4) 仕事・家庭・地域などさまざまな活動の両立支援

男女共同参画社会の実現には、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場におい
て、男女がともに責任を分かち合うことが重要です。

男女が多様な生き方の選択ができるようになり、女性の就業率が上昇しているものの、
結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性は、30歳代を底とするM字カーブ^{※15}を描いて
います。(P.9図表1)しかし、少しずつ共働き等の世帯が増えてきていることから、家族
が協力して育児・介護や家事を行う必要性が高まり男女が働き続けながら育児、介護を行
うための保育所の入所や介護保険利用等の行政支援の充実や、男女がお互いに協力して家
庭や地域生活での責任を分かち合える取り組みを進めてきました。

【今後の課題】

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※16}）を推進するため、啓発活動や両立支
援のための環境の整備などの働き方改革を進めることが必要です。

※14 ライフステージ…人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けて考えた段階のこと。

※15 M字カーブ…女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。

※16 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(5) 政策・方針の決定過程における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、政策・方針を決定する場への女性の参画を推進するために、審議会等における女性の登用推進のための講座の開催や審議会等の委員の改選前に行う、所管課との事前協議などの取り組みを行ってきました。審議会等における女性委員の割合は、令和2年(2020年)4月1日現在、3割を超え、第3次越谷市男女共同参画計画策定時(平成22年(2010年))と比較するとやや上昇しています。(P.9図表2、P.28図表7)

【今後の課題】

- ・政策・方針の立案等の決定過程における女性の能力を高めるため、さまざまな情報を提供するとともに、個性と能力を十分に発揮することができる女性の人材育成や登用により積極的に取り組むことが必要です。

(6) 就労における男女共同参画の推進

男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のために、生活の経済的基盤を支える就労の分野における男女の平等の確保は重要です。

働く場において女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、再就職の支援、起業・自営業など多様な働き方をこする講座の開催などを行ってきました。

【今後の課題】

- ・女性の非正規雇用の割合が高いことから職場における男女間の格差のない雇用環境の整備に向けた啓発や、男女がともにライフスタイルに合わせた仕事と家庭の両立ができるよう、起業・自営業・再就職など多様な働き方を可能にする支援に取り組むことが必要です。(P.10図表3)

(7) 配偶者等からの暴力の被害者の保護・支援

配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、さまざまな機関が連携しながら、取り組まなければならない緊急の課題です。

相談支援センターを開設したことで、DV相談件数は年々増加傾向にあり、相談窓口の周知やDV防止のための啓発、被害者の早期発見や適切な対応・支援を関係各課、民間団体と連携強化を図りながら行ってきました。

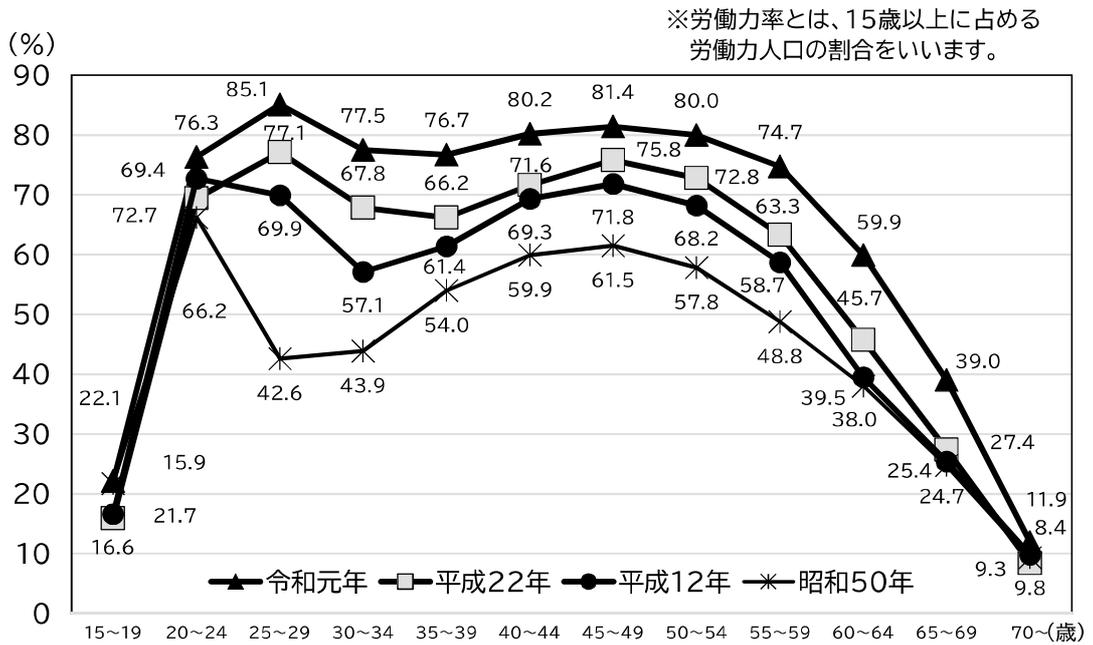
【今後の課題】

- ・暴力の根絶を目指したDV防止の啓発が重要となります。また、被害者の安全確保と自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組むことが必要です。
- ・近年では、デートDV^{※17}やJKビジネス^{※18}などをはじめとした若年層を狙った暴力も多様化しており、深刻な状況にあります。若年層に対する予防・暴力の防止に向けた啓発が必要です。

※17 デートDV……交際中のカップルの間で起こるDVのこと。身体的、精神的、経済的、性的暴力がある。

※18 JKビジネス……児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」など未成年者を雇い、表向きには、性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的サービスを客に提供させること。

◆図表1 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料:労働力調査(総務省・総務庁)

女性の労働力率は、年齢階級別にみると、昭和50年当時はM字カーブの底にあった25~29歳の労働力が令和元年では85.1%と年齢階級別で最も高くなっています。M字カーブの底は、労働力率が上昇するとともに右にずれ、平成12年では30~34歳(57.1%)、平成22年では35~39歳(66.2%)、令和元年度では35~39歳(76.7%)になり、M字カーブは台形に近づきつつあり、女性の就業率が上昇しています。しかし、結婚、出産、子育て時期だけ仕事をやめるといった状況を示すM字カーブは、現在も続いています。

◆図表2 審議会等における女性の登用状況

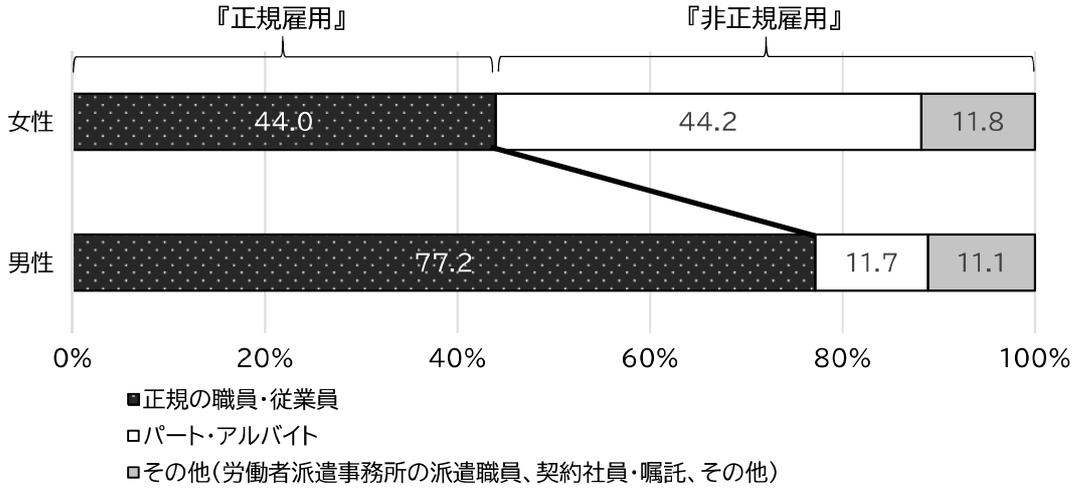
	委員			審議会等		
	委員総数(A)	女性委員の数(B)	比率 B/A×100	審議会等の総数(C)	女性委員を含む審議会等の数(D)	比率 D/C×100
国(R1.9.30現在)	1,825人	723人	39.6%	123	121	98.4%
埼玉県(R2.4.1現在)	1,486人	575人	38.7%	81	77	95.1%
越谷市(R2.4.1現在)	1,161人	380人	32.7%	67	56	83.6%

※国の審議会等とは、国家行政法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等をいう
 ※県及び市の審議会等とは、地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等をいう

資料:内閣府ウェブサイト、埼玉県ウェブサイト、越谷市人権・男女共同参画推進課

審議会等は、市民の意見を市の施策に反映することのできる重要な機会ですが、その審議会等における女性の割合は、令和2年(2020年)4月1日現在で32.7%にとどまっております。国や埼玉県と比較しても低いものとなっています。

◆図表3 雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合（男女別）



資料: 令和元年労働力調査(総務省・総務庁)

雇用形態においては、女性の正規職員の割合は男性に比べると低く、パート・アルバイトなどの非正規雇用の割合が高くなっています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会を進める

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～

本市では、平成17年(2005年)に「越谷市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための7つの基本的な考え方を基本理念として定め、男女共同参画社会の実現をめざしています。

第4次越谷市男女共同参画計画は、この7つの基本理念を踏まえた、男女共同参画社会を推進するための計画です。

誰もが自分らしく輝き、 多様な生き方を認めあう社会をめざして

一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮して、自分らしく輝き、
自分らしい生き方(Life:人生・生活・命)が尊重できる社会をめざします。

推進条例の基本理念(第3条)

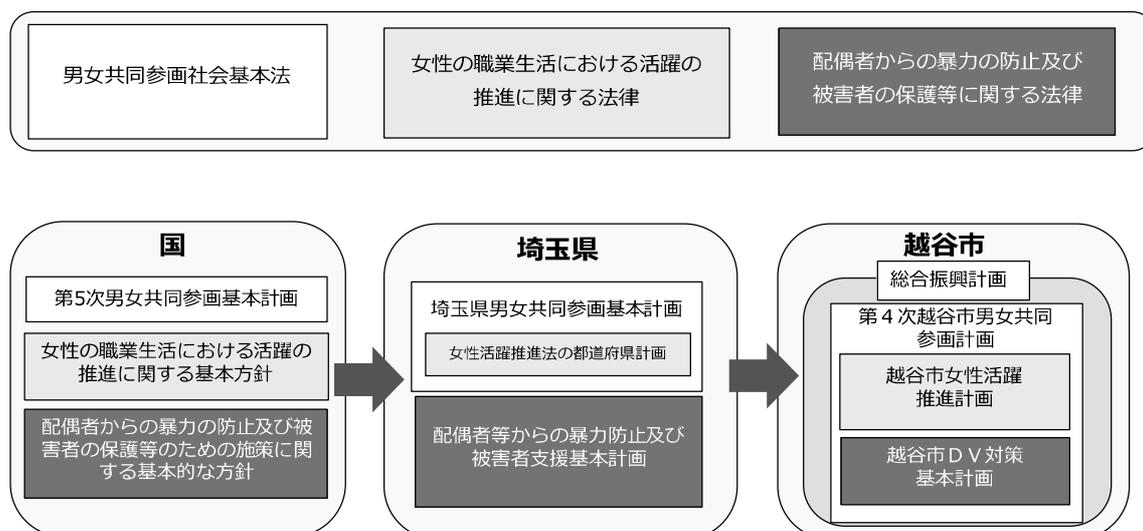
1. 男女の人権の尊重
2. 社会の制度や慣行の及ぼす影響についての配慮
3. 政策や方針の立案と決定過程への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
6. 国際的な動向への考慮と協調
7. 市、市民、事業者の主体的な取り組みと協働

2 計画の目的

この計画は、市が行う男女共同参画施策の基本方針を示すとともに、その施策を体系化してとりまとめ、男女共同参画の推進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、推進条例第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- (2) この計画は、第 5 次越谷市総合振興計画における男女共同参画社会の推進に関する部門計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。また、令和 2 年(2020 年)●月に国が策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」や平成 29 年(2017 年)3 月に埼玉県が策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえたものです。
- (4) この計画のうち、第 4 章の 基本目標Ⅱ「男女が輝き活動できるまちづくり」は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」です。
- (5) この計画のうち、第 4 章の 基本目標Ⅳ「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定される「市町村基本計画」です。
- (6) この計画は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の国際目標である SDGs (持続可能な開発目標 17 ゴール・169 ターゲット) を踏まえた取り組みを行います。



4 計画の期間

この計画は、第5次越谷市総合振興計画の基本構想の期間に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を計画期間とします。

なお、第5次越谷市総合振興計画基本計画期間(前期、後期)に合わせて見直すとともに、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況、女性活躍推進法やDV防止法などの関係法令の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の構成

この計画は、「基本計画」「実施計画」で構成します。

(1) 「基本計画」(P.18 第4章 計画の内容)

男女共同参画社会を実現するため、市の男女共同参画を推進するための施策の方向性とその内容を明らかにし、体系化したものです。

(2) 「実施計画」(別冊 第4次越谷市男女共同参画計画実施計画)

基本計画に基づき実施する具体的な事業を明らかにしたものです。

なお、「実施計画」は、前期(令和3年度～7年度)と後期(令和8年度～12年度)までのそれぞれ5年間として策定します。ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
基本計画										
実施計画	前期									
	後期									

6 計画の特徴

この計画は、次の3点を特徴として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。

(1) 教育に関する施策の推進

本市では、「教育に携わる者の責務」(第7条)を推進条例の特徴として挙げ、教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉えています。

このため、「男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」を「施策の方針」の1つに位置づけて、教育に関する施策の推進に力を入れて取り組みます。

(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性活躍推進法の制定により、女性の活躍に向けての機運が高まっている現状において、あらゆる分野における女性の活躍の推進は、特に重要なものと捉えています。

このため、基本目標Ⅱ「男女が輝き活躍できるまちづくり」を「越谷市女性活躍推進計画」に位置づけて、女性の活躍の推進に力を入れて取り組みます。

(3) あらゆる暴力の根絶

全国的に相談件数が高止まりであるなか、DVは、被害者のみならず児童虐待による子どもの命にも関わる重大な社会問題になっています。

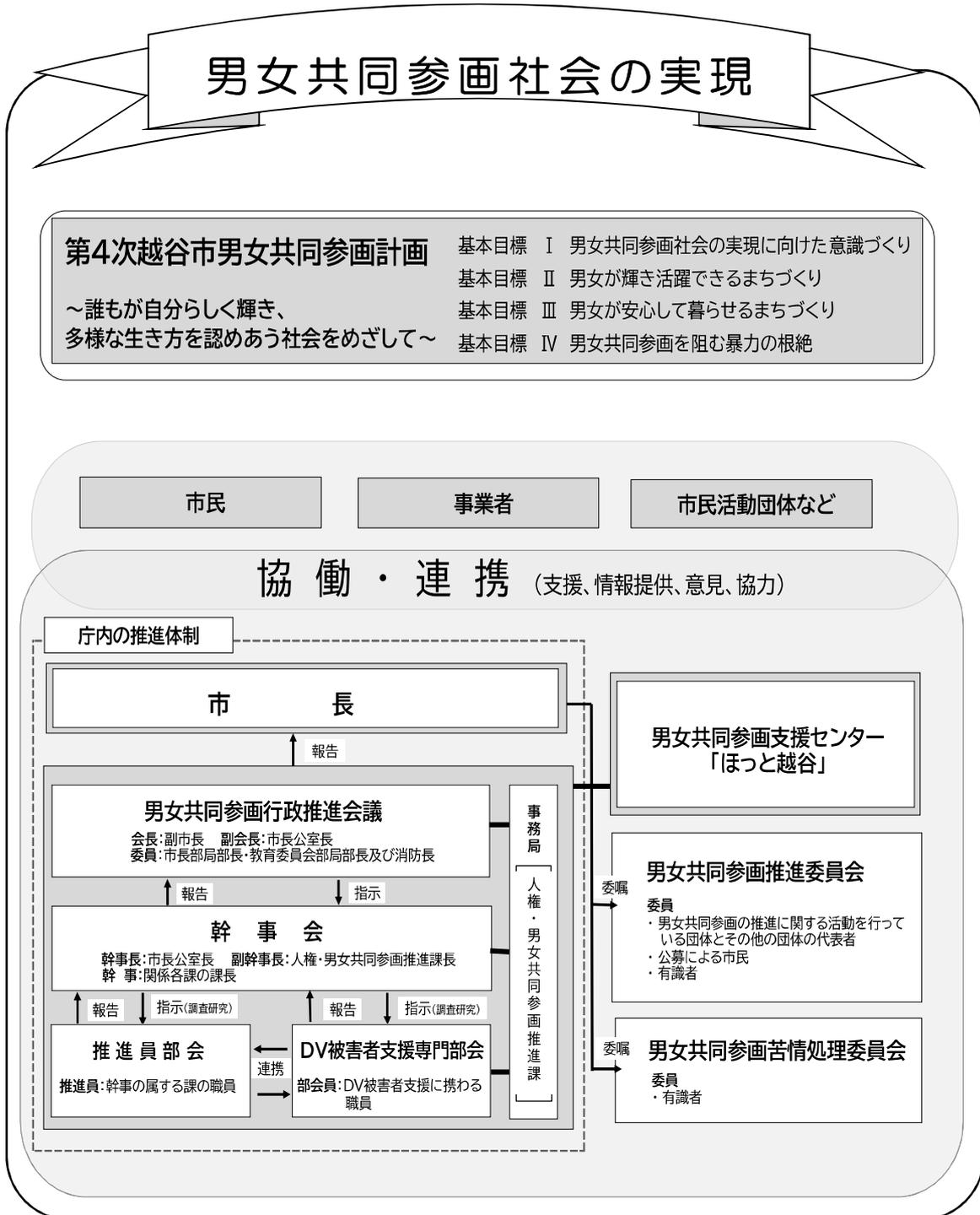
さらに、ストーカー行為、性暴力など女性に対するあらゆる暴力を容認しないという意識の醸成が重要になります。

このため、基本目標Ⅳ「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」を「越谷市DV対策基本計画」に位置づけて、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の強化に特に力を入れて取り組みます。

第3章 計画の推進

1 男女共同参画推進体制

本市では、推進条例に基づき、市、市民、事業者、市民活動団体などそれぞれが男女共同参画に関する理解を深めるとともに、協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に推進していきます。



(1) 男女共同参画行政推進会議

本市の男女共同参画の推進に関する施策を推進する体制として、男女共同参画行政推進会議を設置しています。この会議は3層構造となっており、それぞれの会議を有機的に機能させることにより、施策の総合的な企画調整などを行いながら、本市の男女共同参画に関する取り組みを総合的、効果的に推進していきます。

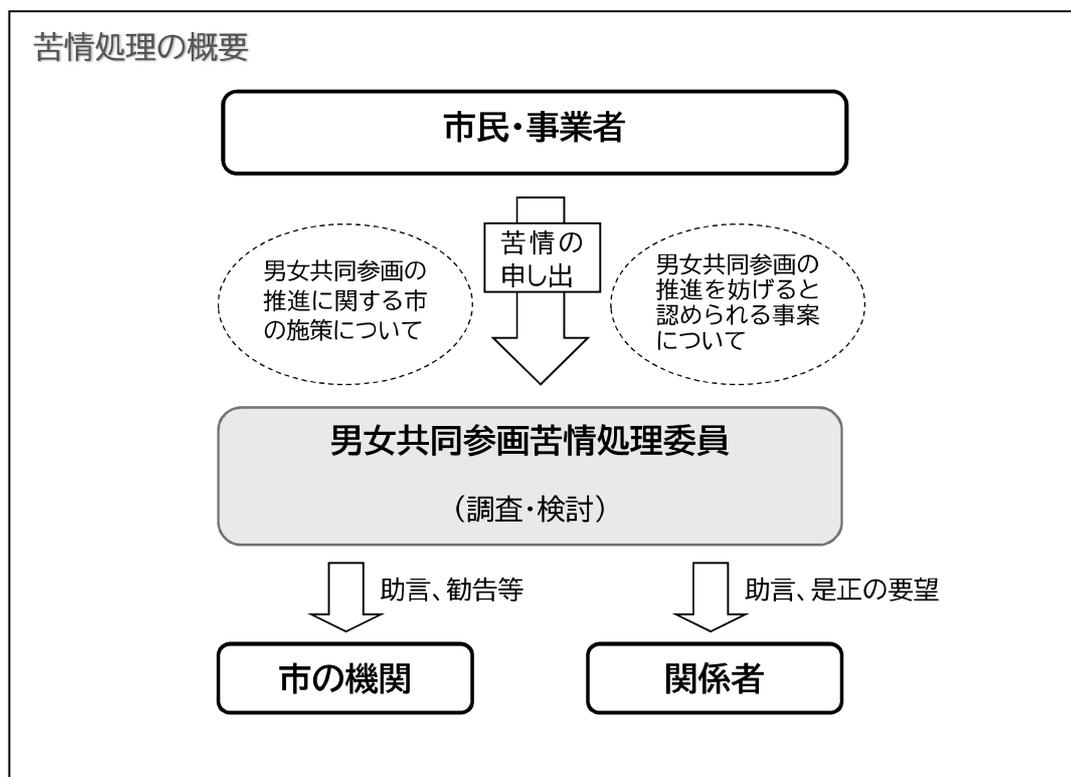
また、これらの会議を定期的を開催することなどにより、男女共同参画について職員への意識啓発と情報提供を図ります。

(2) 男女共同参画推進委員会

推進条例第23条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査審議を行います。

(3) 男女共同参画苦情処理委員

推進条例第28条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する本市の施策や男女共同参画推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切・迅速に処理するため苦情処理委員が置かれています。苦情処理委員は、中立・公正な立場で苦情の受付や調査などを行います。また、調査の結果、必要がある場合は、助言や勧告、是正の要望などを行います。



(4) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の機能の充実

平成 13 年(2001 年) 7 月に開設した男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、推進条例に位置づけられた男女共同参画を推進する拠点施設であり、「学習・情報・交流・相談」の 4 つの機能に基づく各種事業を、市民との協働を推進しつつ積極的に展開しています。

平成 21 年(2009 年) 4 月からは指定管理者制度を導入し、「学習・情報・交流」の 3 つの事業と施設の維持管理を指定管理者が行い、「相談」事業については、市が引き続き実施しています。

指定管理者制度導入後は、指定管理者が持つ専門性の高い知識やノウハウを活かし、市民、事業者、市民活動団体などの協働のコーディネーターとしての機能をさらに充実させ、効果的な男女共同参画の推進を図っています。

また、男女共同参画を推進する拠点施設としての事業を展開するなかで、市民のニーズを的確に捉えた施策を反映するため、市と連携した男女共同参画のさらなる推進を図ります。

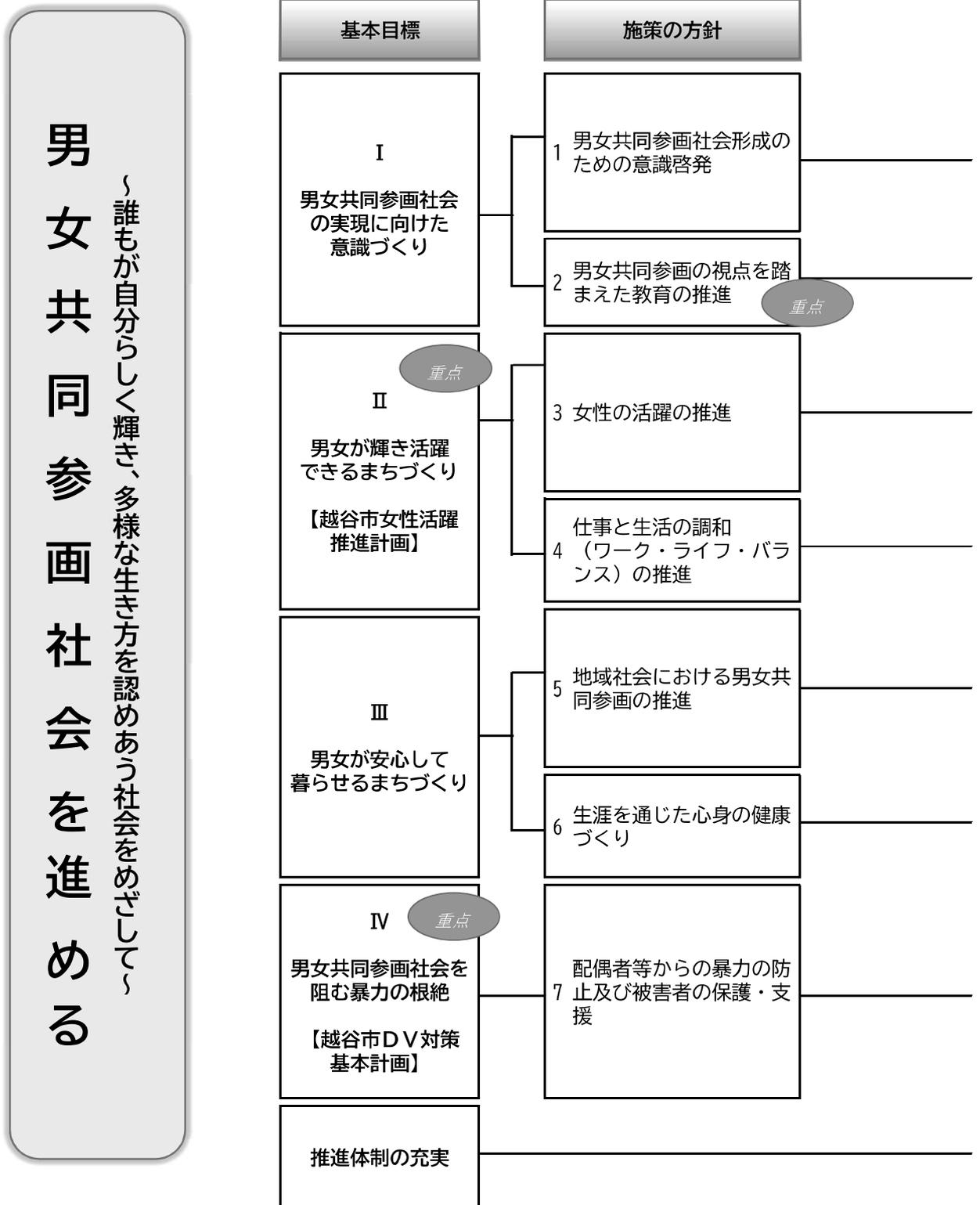


2 年次報告書の作成・公表

推進条例第 22 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し公表します。

第4章 計画の内容

1 計画の体系





施策の方向		ページ
—	(1) 広報・啓発の充実	P. 23
	(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援 NEW	P. 23
	(3) 国際理解の推進	P. 23
—	(1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	P. 26
—	(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進	P. 29
	(2) 女性の就業・起業のための支援	P. 30
	(3) ハラスメント対策の充実 NEW	P. 30
—	(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	P. 33
	(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	P. 33
—	(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	P. 36
	(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	P. 36
	(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備 NEW	P. 36
—	(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進	P. 39
	(2) こころとからだの相談等の充実	p. 40
—	(1) 啓発活動の推進	P. 43
	(2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保	P. 43
	(3) 自立に向けた支援体制の充実	P. 43
	(4) 関係機関との連携強化	P. 44
—	(1) 庁内の推進体制の充実	P. 15
	(2) 男女共同参画支援センターの機能の充実	P. 17

2 計画の目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、性別による固定的役割分担意識を解消することは重要です。

男女が社会の対等な構成員として、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮することができる意識づくりに取り組みます。また、家庭、学校、地域などのあらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり【越谷市女性活躍推進計画】

あらゆる分野において、女性がその個性と能力を十分に発揮できることは、女性の活躍推進のみならず、男女がともに活躍できる男女共同参画社会を実現するためには重要です。

政策・方針の決定過程において、男女の偏りが大きいことから、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。また、男女がともに仕事と家庭生活のバランスを取るためには、女性の職業生活における活躍の推進とともに男性の家庭生活における参画が必要になります。

あらゆる分野において、男女間の格差が生じている場合は、格差是正に取り組むとともに、男女が平等に参画し、ともに活躍できるよう環境整備や意識啓発に取り組めます。

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた人々を含め、地域に暮らす人々の生活を支える支援が重要です。

そのため、さまざまな生活上の困難を抱えたひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人などに対して、社会参画を促進し、自立に向けた支援に取り組めます。また、地域に暮らす人々が、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、性別・年代別に応じた心身の健康づくりを支援します。

さらに、防災の分野においては、災害時の多様なニーズの把握や女性への配慮が必要となることから、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶【越谷市DV対策基本計画】

配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画の実現を阻害する問題です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、その影響は、被害者のみならず子どもにも及ぶため、関係機関や民間団体と連携を強化して取り組む必要があります。

暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、あらゆる暴力の根絶のための社会づくりに力を入れて取り組めます。

3 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別による固定的役割分担意識は、少しずつ変わりつつありますが、男女共同参画の実現を妨げる大きな要因の一つとなっています。

令和元年度(2019年度)の市政世論調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」という人の割合が、男女ともに年々減少し、また「同感しない」という人の割合は増加しています。(P.22 図表4)

このことから、男女共同参画の意識づくりが、一定の効果を示しているものの、いまだに根強く残っている性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、さまざまな媒体を通じての広報活動や学習機会の提供、情報収集などに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、LGBTなどの性的少数者^{※19}は、周囲の偏見や理解不足、社会における慣習や制度等において、さまざまな困難に直面することがあります。多様な性^{※20}のあり方について正しい理解を促進するための啓発と支援を行う必要があります。

さらに、男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際社会の課題に関心を持ち国際理解を深めるように取り組みます。

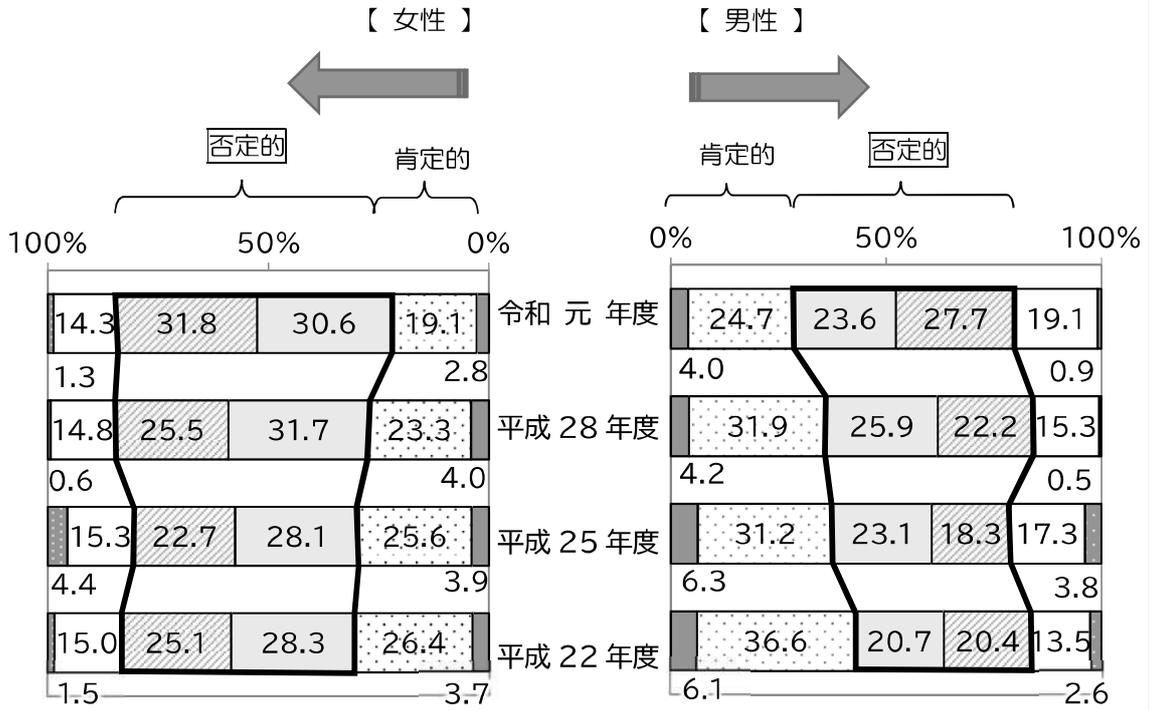
指 標

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
越谷市公式ホームページの男女共同参画ページへの年間アクセス件数	47,590件		
男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数	6,418人		
性の多様性の理解促進に関する講座の理解度	93%		

※19 LGBTなどの性的少数者…LGBTとは、性的少数者の頭文字をとって組み合わせた言葉のこと。身体の性と心の性（性自認といい、自分が認識している自分自身の性別をどのように認識しているか）が一致していない人、性的指向（恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念）が同性や両性（男女）に向かう人など、社会的に少数派となる人たちのことを性的マイノリティともいう。また、LGBTの枠に当てはまらない性的マイノリティの人もいる。

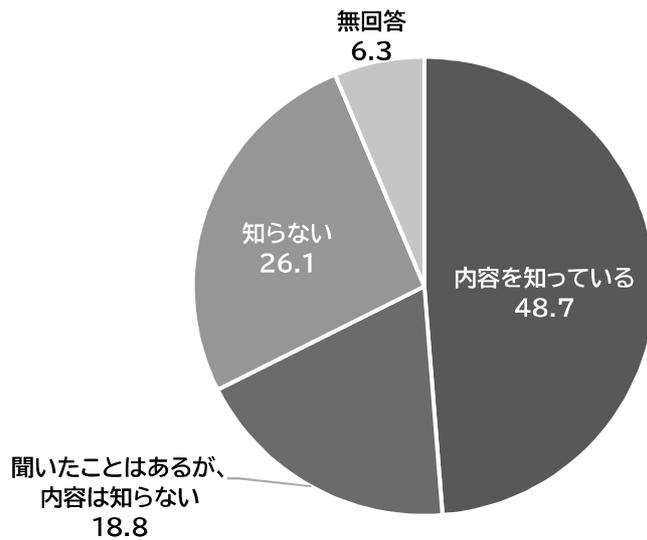
※20 多様な性……性には、①身体的な性（生まれたときの身体的特徴による性）②こころの性（自分が認識している性）③表現する性（言葉遣いや髪形、服装など、自分が表現したい性）④好きになる性の4つの要素がある。身体的性とこころの性が必ずしも一致するわけではなく、好きになる性も異性とは限らない。性のあり方は、人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在する。

◆図表4 「男は仕事、女は家庭」の考え



■賛成 □どちらかといえば賛成 ▨どちらかといえば反対 □反対 □わからない ■無回答
資料：越谷市市政世論調査

◆図表5 LGBT（性的指向や性自認による少数者）という用語の認知度



■内容を知っている ■聞いたことはあるが、内容は知らない ■知らない ■無回答
資料：令和元年度越谷市市政世論調査

施策の方向

(1) 広報・啓発の充実

性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念や慣習は、人々の意識の中で長い時間をかけて形成されるため、意識啓発の効果が現れるまでには長い時間がかかるということがあります。そのため、男女共同参画の意識づくりに向け、引き続き、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」や社会教育の場などを活用した広報や学習機会の提供など啓発の充実を図ります。

主な取り組み

- ・ ホームページや広報紙、パネルなどの多様な広報媒体を通じた情報提供
- ・ 男女共同参画に関する理解を促進するための、市民向けの講座や講演会の開催
- ・ メディアから発信される情報を判断する力や発信する力（メディア・リテラシー^{※21}）を高めるための啓発

(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援

性の多様性を理解することは、差別や偏見をなくすことに繋がり、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるためには重要です。市の職員はもとより、市民、事業者などが、性の多様性を正しく理解するために啓発や支援を行います。

主な取り組み

- ・ 性的少数者への理解促進のための職員研修
- ・ 性の多様性を理解し、尊重する意識づくりのための啓発講座の開催
- ・ 申請書類やアンケートにおける、性別記入欄の配慮

(3) 国際理解の推進

男女共同参画の取り組みは、国際的な男女共同参画施策の動きと密接に連動しています。男女共同参画を推進する条約や国際会議での成果、男女共同参画の先進国における事例などを広く市民に提供し、関係機関と連携しながら意識啓発を図ります。

主な取り組み

- ・ 国際的な取り組みについての情報収集及び情報誌などを通じた市民への情報提供

※21 メディア・リテラシー…メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。なお、推進条例においてもメディア・リテラシーに関する規定を設けている。（第9条）

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い(直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。)を受けないこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な動向への考慮と協調が行われること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

性別にとらわれない男女共同参画意識を高めるためには、子どもの頃から男女共同参画の視点を踏まえた教育が重要です。

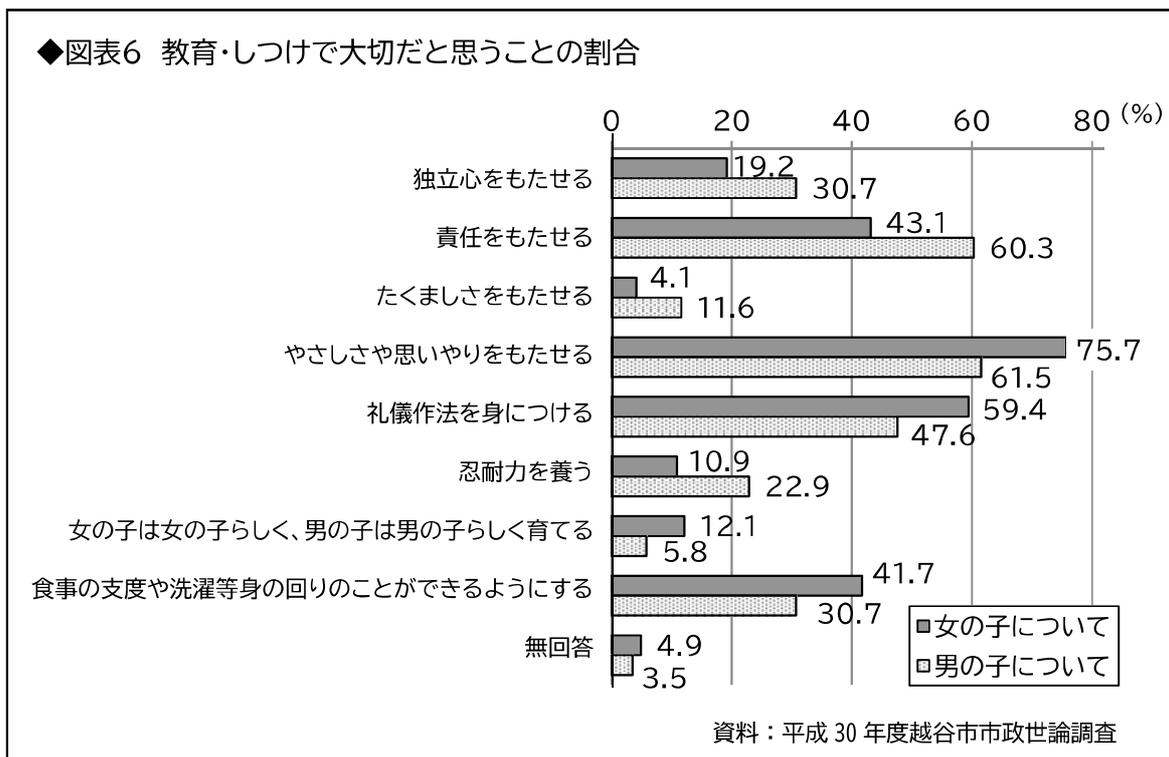
平成30年度(2018年度)の市政世論調査では、「教育・しつけ」で大切だと思うことについて、女の子の場合は、「やさしさや思いやり」、「礼儀作法を身につける」ことが大切だと思う人が多く、男の子の場合は、「独立心」、「責任」、「たくましさ」が大切だと思う人が多くなっています。「女の子らしく」「男の子らしく」のイメージが教育・しつけに影響していることから、性別による役割分担意識が根強く残っていることがわかります。(図表6)

男女共同参画の意識の形成には、人生の早い時期において学習したことや、経験したことが大きく影響します。特に、小中学校における教育は、男女共同参画意識を育むにあたって大きな役割を担っています。

このため、学校や家庭などの教育の場において、次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう推進します。

指 標

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数	各1回		
男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度	95%		



施策の方向

(1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

学校や家庭などの教育の場において、次代を担う子どもたちへ男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、教える側の立場にある学校の教職員や保護者などに対して、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

主な取り組み

- ・教職員の意識啓発、男女共同参画の理解促進を図る研修の実施
- ・性別による固定的役割分担意識にとらわれないキャリア形成のための学校教育における児童・生徒の意識啓発
- ・性別による固定的役割分担意識解消のための家庭教育の推進

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い(直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。)を受けないこと。
- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。

基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり

【越谷市女性活躍推進計画】

施策の方針3 女性の活躍の推進

女性があらゆる分野において参画することは、女性の活躍を推進するだけでなく、男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには重要です。

本市では、政策・方針の決定過程における女性の参画を進めてきましたが、審議会等の委員に占める女性の割合は、令和元年度(2019年度)では3割程度にとどまっています。(P.28 図表7) 市の行政職の職員のうち、管理職の女性の割合は、令和元年度(2019年度)では1割を超えていますが、政策・方針の過程における参画は十分に進んでいません。(P.28 図表8)

また、男女それぞれに聞いた「女性の働き方の理想と現実」では、理想は、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が最も多くなっていますが、現実には、「子育ての時期だけやめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多くなっています。結婚や出産後も働き続けたい女性が、理想の働き方ができていない現状があります。(P.29 図表9)

このようなことから、女性の活躍を推進するため、男女間の格差が生じる場合には、男女が平等に参画していけるよう取り組みを進めていきます。また、職業生活において、希望に応じた働き方の実現を目指し、就業の支援や、起業・自営業などの多様な働き方を選択するための取り組みを行っていきます。

さらに、ハラスメントは、個人としての尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げることから、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^{※22}、パタニティ・ハラスメント^{※23}などの防止に向けて、意識改革を図るための啓発を行います。

指 標

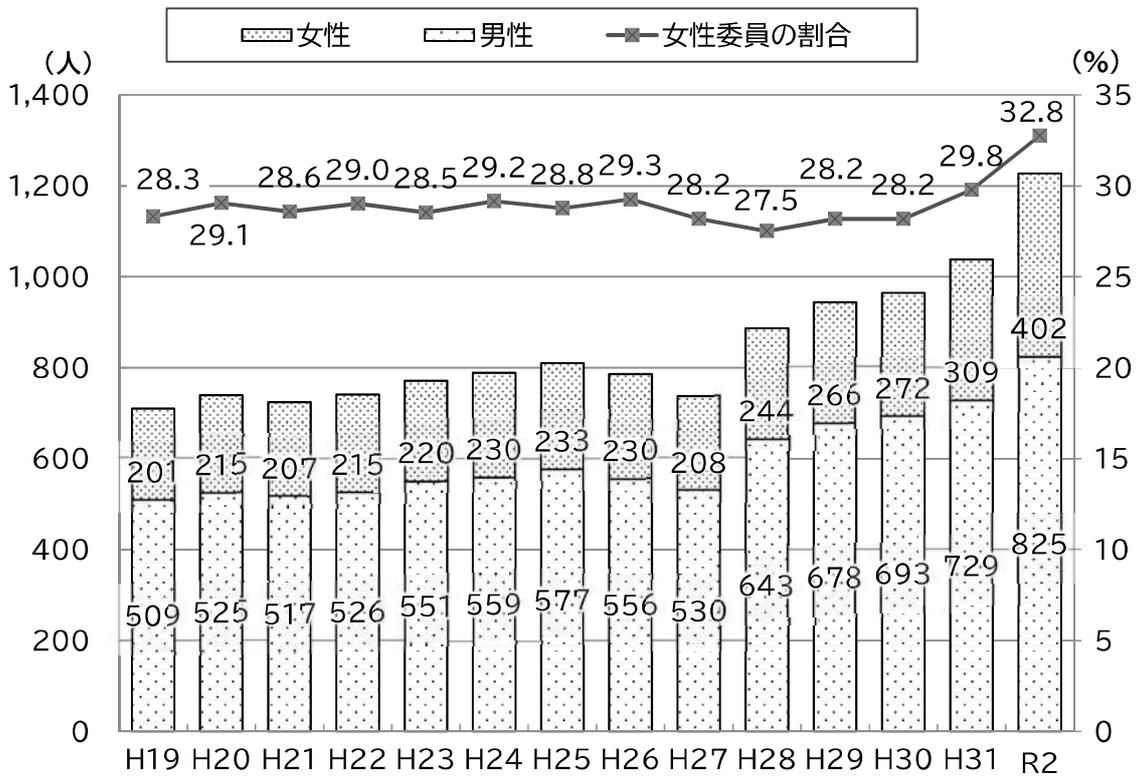
指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
審議会等における女性委員の割合	32.8% (R2.4.1現在)		
審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%		
市の行政職の職員のうち管理職職員における女性の割合	14.4% (R2.4.1現在)		
女性の就職に関する講座の延べ参加者数	301人		
就労に関する法制度等の普及・啓発のための講座の理解度	100%		

※22 マタニティ・ハラスメント…妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇止めなどの不当な扱いを行うこと。

※23 パタニティ・ハラスメント…育児のための休暇や時短勤務を申し出る男性に対する嫌がらせ行為のこと。

◆図表7 越谷市の審議会等における女性委員の割合

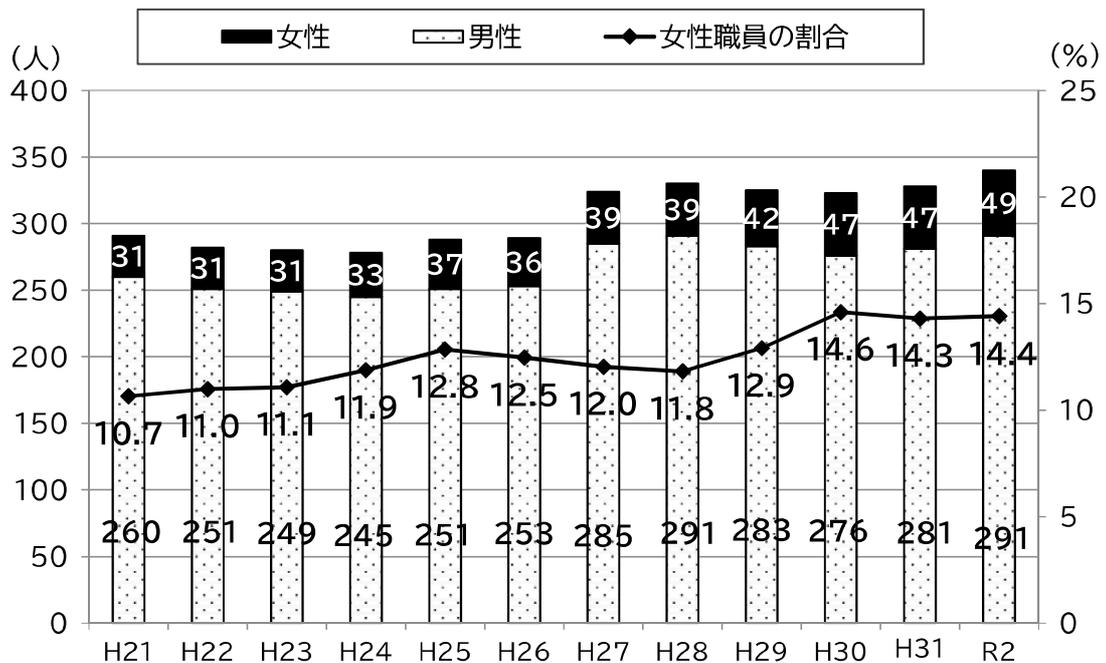
※各年4月1日現在



資料：越谷市人権・男女共同参画推進課

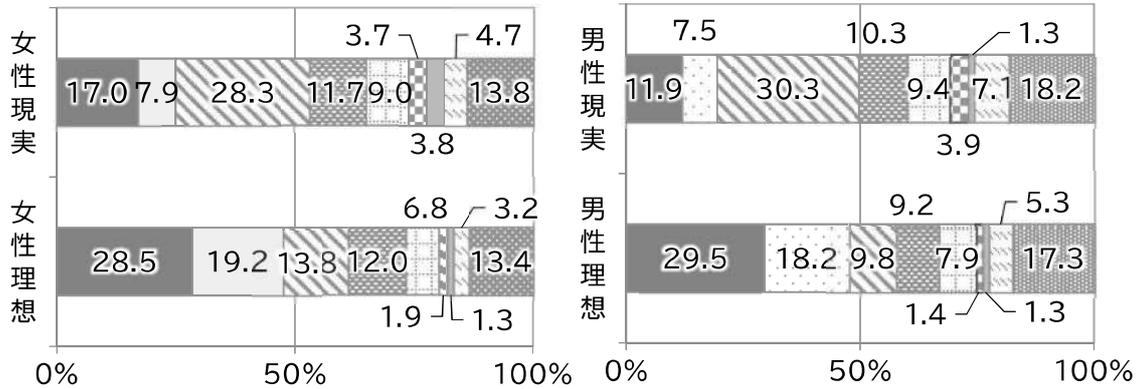
◆図表8 越谷市の行政職の職員のうち管理職職員における女性の割合

※各年4月1日現在



資料：越谷市人事課

◆図表9 女性の理想的な働き方と現実的な働き方



- 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- ▣ 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
- 子どもができるまで仕事もち、子どもができたなら家事や子育てに専念する
- 結婚するまで仕事もち、結婚後は家事に専念する
- 仕事はもたない
- その他
- わからない
- 無回答

資料：令和元年度越谷市市政世論調査

施策の方向

(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

政策・方針の決定過程における女性の参画の推進に向けて、あらゆる分野で活躍できる人材を育成するとともに、女性が能力を十分に発揮できるよう環境づくりを推進します。

また、市が率先して審議会等への女性の登用の拡大に取り組むとともに、能力や適性を公正に判断したうえで、市の女性職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。

主な取り組み

- ・市の女性職員のエンパワーメントやキャリアアップにつながる講座等の開催
- ・市の女性職員の管理職への登用
- ・審議会等における女性の登用推進
- ・審議会等への女性の参画推進のための講座の開催及び情報提供

(2) 女性の就業・起業のための支援

自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮し、活躍できることは重要です。

そのため、ライフスタイルに合わせた多様な働き方を選択することや、就業・起業等において活躍するための情報提供や支援を行います。

主な取り組み

- ・女性の就業支援のための講座等の開催
- ・女性の起業支援のための講座等の開催及び相談の実施

(3) ハラスメント対策の充実

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるものであり、社会的に許されない行為です。多様化するハラスメントの対策のためには、誰もが働きやすい職場環境の整備が必要となります。

職場における性別による固定的役割分担意識の見直しとともに、さまざまなハラスメントを防止するため、事業者や市民に対して啓発活動を進め、相談窓口の周知やハラスメント対策の情報提供を行います。また、市が率先してハラスメントのない職場環境づくりを推進します。

主な取り組み

- ・事業者に対するハラスメント防止の啓発
- ・ハラスメント防止の職員研修
- ・就労に関する法制度や相談窓口の周知

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い(直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。)を受けないこと。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (3) 市その他あらゆる分野における政策や方針の立案と決定の過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

第16条（積極的格差是正措置^{※24}）

- 2 市は、市の政策の立案と決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、審議会等の委員の構成について、積極的格差是正措置[※]を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めるものとする。

※24 積極的格差是正措置…さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。なお、推進条例においても積極的格差是正措置に関する規定を設けている。(第16条)

施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の実現のためには、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場面でバランスよく活動できることが重要です。

令和元年度(2019年度)の市政世論調査では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実について、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」したいという希望はありますが、現実では、「『仕事』を優先」が、最も多くなっています。また、現実で、「『仕事』を優先」している人は、女性よりも男性の方が多いため、依然として男性を中心とした労働慣行が残り、長時間労働が課題になっています。(P. 32 図表 10)

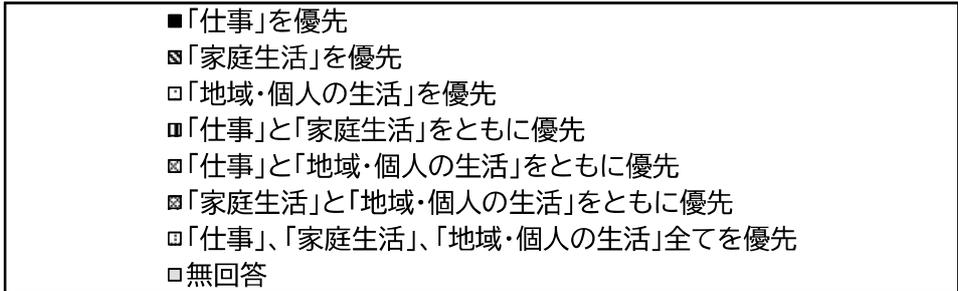
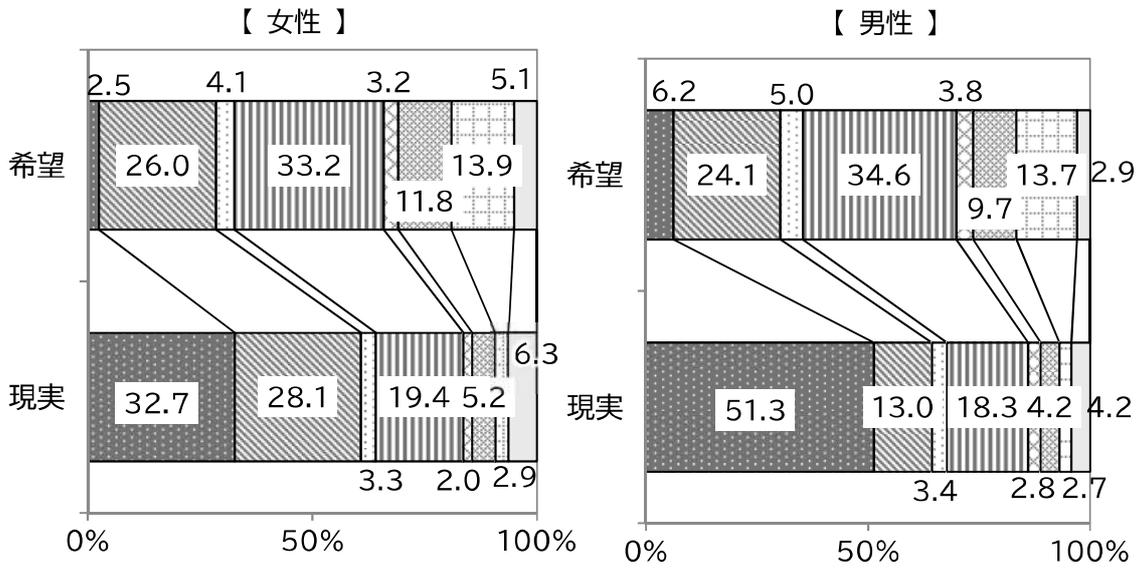
また、平成 30 年度(2018 年度)の市政世論調査では、男性が育児・介護のための長期休暇を取得しない理由について、「職場や周囲に休みにくい雰囲気があるから」が一番多く、育児や介護に伴う休暇が取得しづらい現状があります。(P. 32 図表 11)

このことから、職場や家庭、地域などでの生活におけるさまざまな活動において、男女がともに希望する時間の使い方で生活し、働きながら育児、介護をすることができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、男女がお互いに協力して家庭や地域生活での責任を分かち合うための取り組みを進めます。

指 標

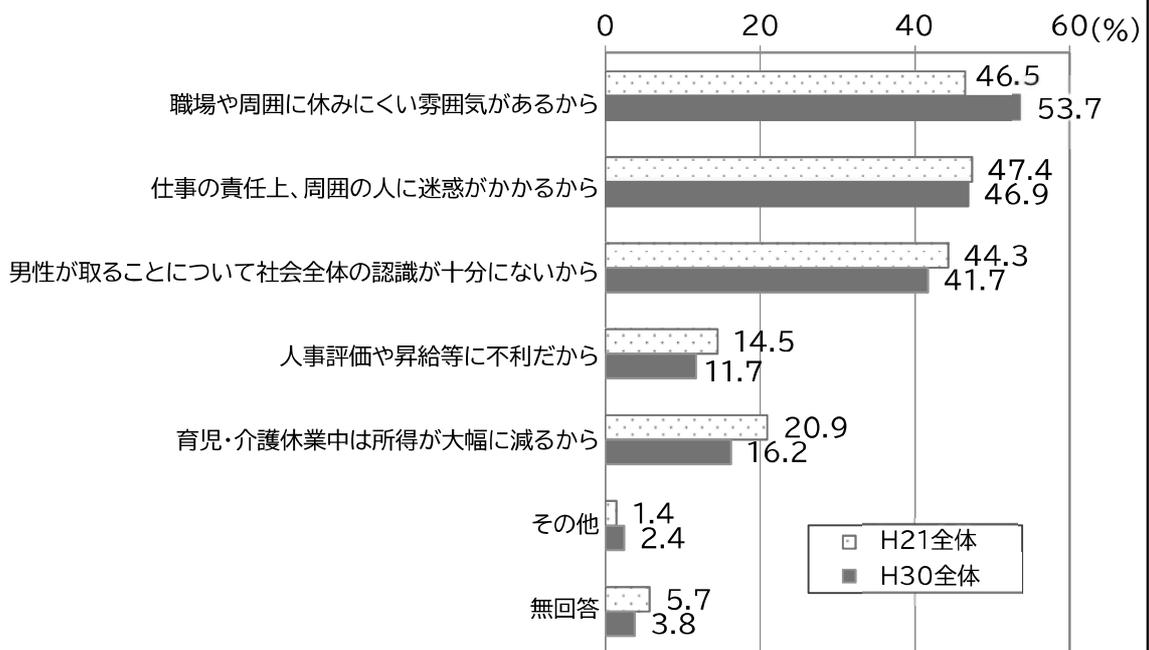
指 標	令和元年度 現況値	令和 7 年度 目標値	令和 12 年度 目標値
保育所（市立）の定員数	2,020 人		
保育所（私立等）の定員数	2,174 人		
男性の男女共同参画推進のための実施事業数	3 回		

◆図表10 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実の割合



資料：令和元年度越谷市市政世論調査

◆図表11 育児・介護休暇のための長期休暇で男性の取得が少ない理由



資料：平成30年度越谷市市政世論調査

施策の方向

(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに仕事と家庭生活を両立できるようにするためには、職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。事業者に対して、多様な働き方に関する啓発や女性の活躍推進などの情報提供や啓発に取り組みます。また、市が率先して職場環境の整備を行います。

主な取り組み

- ・事業者への情報提供や啓発

(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

男女が協力して家事や育児、介護、地域活動などを行うためには、家庭生活等における性別による固定的役割分担意識を見直すとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進することが必要になります。家庭生活や地域活動等における男女共同参画を推進するため、意識啓発や講座等を開催します。

また、働きながら育児や介護が行えるよう、保育所や介護保険利用等の支援の充実など家庭環境における整備を行います。

主な取り組み

- ・男性の家事・育児・介護や地域活動への参画を促すための講座等の開催

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようにすること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人などが、地域社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備が必要です。

日本の総人口は、平成17年(2005年)に減少に転じ、少子高齢といわれる人口構造も進行しています。本市においても、近い将来は、人口減少の過程に入ることが見込まれています。また、国勢調査の結果をみると、ひとり親世帯は増加傾向にあり、母子世帯数が父子世帯数を大きく上回っています。女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。(P.35 図表13)

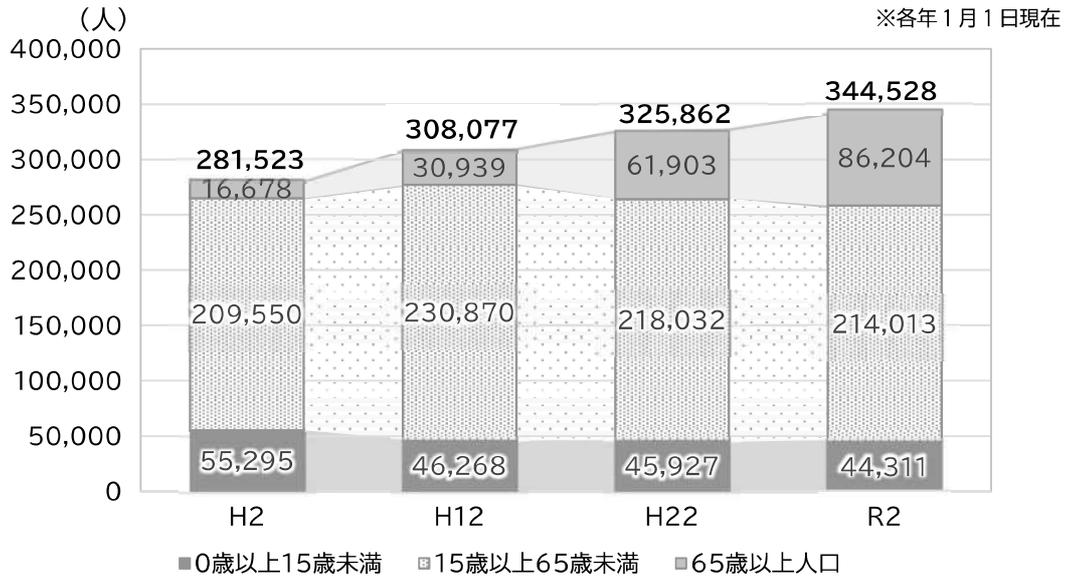
さまざまな困難を抱えている人々に対し、生活の支援や情報提供を行い、社会参画を促進していきます。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活することができるよう、自立のための支援を行います。

また、日本各地において甚大な被害をもたらしている地震や集中豪雨などの災害時に男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されています。地域活動の中でも、防災の分野の重要性が高まっています。防災に関する施策・方針の決定過程における女性の参画を促進するとともに、災害時の多様なニーズの把握や女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災を推進します。

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業 ^{※25} の利用件数	4,849 件		
防災における女性リーダー育成のため の講座等の開催回数	1 回		

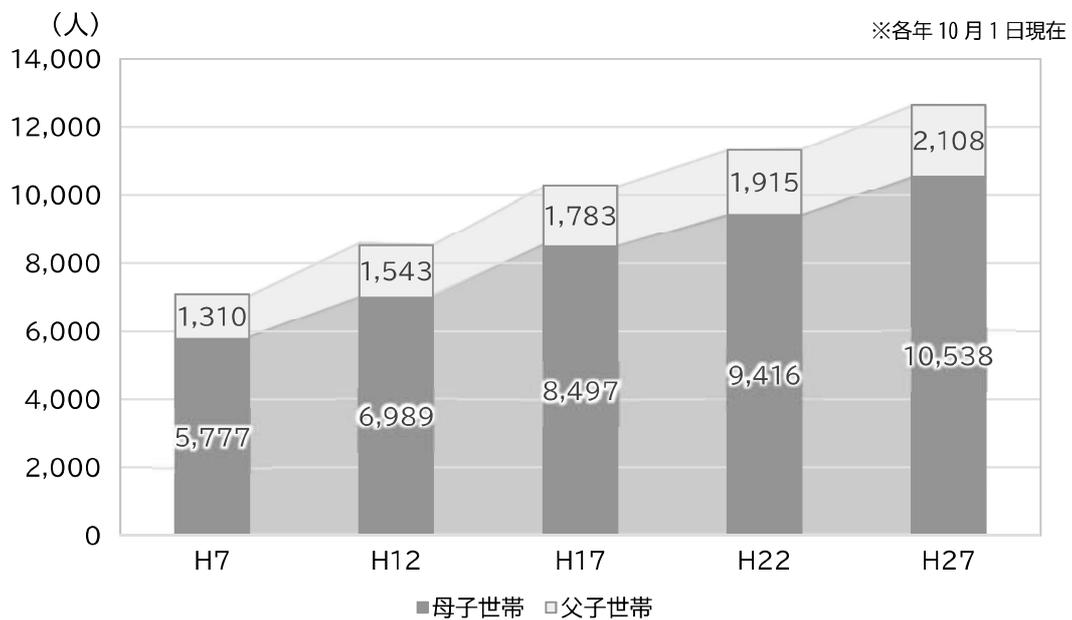
※25 ファミリー・サポート・センター事業…「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助活動の連絡、調整を行う事業。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所(園)・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行う。

◆図表12 年齢区分別人口の推移（越谷市）



資料：越谷市統計年報

◆図表13 ひとり親世帯の推移（越谷市）



資料：国勢調査

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

地域で暮らす人々が互いに支え合い、誰もが充実した生活を送ることができるよう、地域資源を活かすための人材育成や、ボランティア活動などの地域活動に男女共同参画の視点を踏まえた環境づくりを推進します。

主な取り組み

- ・男女共同参画支援センターを中心とした地域交流の場の提供
- ・地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の充実
- ・民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する意識啓発

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

地域防災については、地域の団体等と連携し、協働関係の確立を進めるとともに、災害時に、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を推進します。

また、防災対策に男女共同参画の視点を反映させるために、避難訓練などを通して女性防災リーダーの育成に努め、防災の現場における女性の参画を促進します。

主な取り組み

- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営など災害時の対応、地域防災の推進
- ・防災関係機関への女性参画の促進

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

さまざまな生活上の困難を抱えた、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人などが安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対する支援の充実を図り、安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を行います。

主な取り組み

- ・ひとり親家庭の経済的自立のための支援
- ・生活困窮者の自立のための支援

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようにすること。

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康な生活をしていくことは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。

本市の各種がん検診受診者数によると、女性を対象とした乳がん・子宮頸がん検診の受診者数は、平成28年度が最も高く、横ばいが続いています。また、男性を対象とした前立腺がん検診の受診者数は増加しています。(P.39 図表14、図表15) 健康の保持のためには、今後とも各種がん検診の受診を促進していく必要があります。

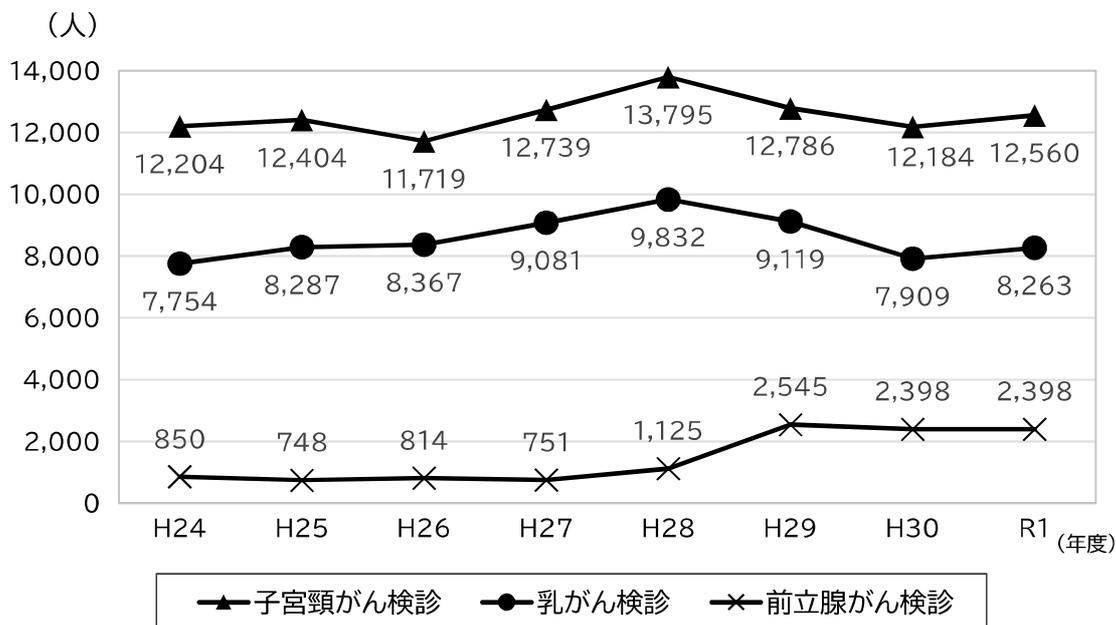
生涯にわたる心と体の健康づくりには、思春期、子育て期、更年期等のライフステージごとに性別によって異なる問題があるため、身体的特性を踏まえた適切な支援が必要になります。特に女性は、出産・産後ケア等について、男性とは異なる配慮が求められていることから、互いに理解し合うことができるよう取り組むことが必要です。また、性別にかかわらず、過重労働による健康障害や職場環境、仕事などによるストレス、うつ病などが問題となりメンタルヘルス対策の充実・推進が求められています。

誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防対策への取り組みを進めます。

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
乳がん検診受診率	13.4%		
子宮頸がん検診受診率	8.8%		
前立腺がん検診受診率	18.3%		
性と生殖に関する健康と権利についての講座の理解度	96%		
自殺予防普及啓発	3回		

※26 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）…生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「子どもを産むか産まないか」を決定する権利のこと。

◆図表 14 乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診者数の推移



◆図表 15 乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率の推移

年度	検診受診率(%)		
	乳がん	子宮頸がん	前立腺がん
H27	14.9	9.2	6.1
H28	15.9	9.9	9.5
H29	15.5	9.1	21.1
H30	14.2	8.6	18.3
R1	13.4	8.8	18.3

資料：市民健康課

施策の方向

(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

男女が互いの性について理解し、尊重できるよう、情報提供や学習の機会の充実を図ります。また、誰もがライフステージに応じた適切な健康づくりを進めるとともに、必要な医療を受けることができる環境づくりに取り組みます。特に女性は、妊娠・出産などを経験することがあるため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※26}）に関する視点に立ち、生涯を通じた健康づくりができるよう取り組みます。

主な取り組み

- ・性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理解を促進するための講座の開催
- ・男女が互いの性を理解し、健康的な生活を営む情報や学習機会の提供

（２）こころとからだの相談等の充実

生き方やパートナーについての相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。また、悩みを抱えた人が孤立することがないように、情報提供を行います。また、必要に応じて関係機関と連携してこころとからだの健康づくりを支援します。

さらに、庁内関係機関及び地域との連携を図り、精神保健・自殺予防対策への取り組みを進めます。

主な取り組み

- ・女性の生き方・パートナー相談及び相談窓口の周知
- ・こころの不調や病気に関するこころの精神保健福祉に関する相談
- ・自殺防止のための庁内及び地域におけるネットワークの強化

【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

(1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。

ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。

オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること(以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。)

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶 【越谷市DV対策基本計画】

施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

夫婦や恋人など親密な間柄で行なわれる暴力行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。家庭内等で起こるDVは、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。被害者のみならず、その子どもの面前でのDVは児童虐待にあたるため、子どもへの影響や被害についても深刻な問題となっています。

本市では、平成27年(2015年)10月に「越谷市女性・DV相談支援センター」を開設し、DV相談件数は増加傾向にあります。(P.42 図表16) 平成29年度(2017年度)に内閣府が行った男女間における暴力に関する調査では、DVを受けたことがある人は、女性で約3割、男性は約2割となっており、そのうち、誰かに相談をした人は、女性で約6割、男性で約3割となっています。DVの被害者は女性である場合が多く、その背景には、性別による固定的役割分担意識や、女性を男性よりも低く見る意識、経済力の格差などの構造的問題があります。(P.42 図表17、図表18)

DVの早期発見、早期対応のため、DV防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、問題解決に向けて切れ目ない相談体制の充実を図ります。

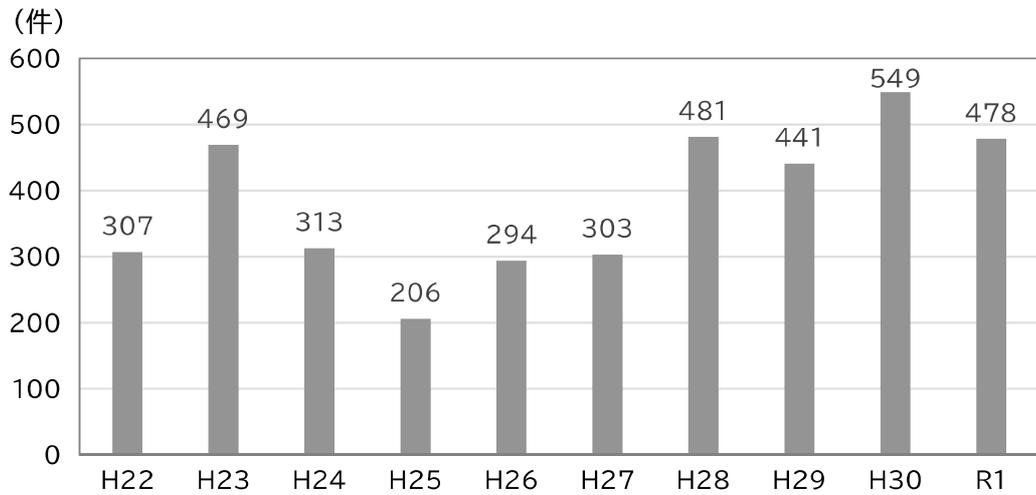
また、近年では、女性に対する暴力は多様化しており、交際相手からのDVや性暴力などの新たな形の暴力にも適切に対応していく必要があります。さらに若年層の問題として、デートDVやJKビジネス等がありますが、近年は、スマートフォンの普及やSNSの利用者の増加に伴い、これらを使用したリベンジポルノ^{※27}等の暴力も問題となっています。

そのため、被害者の実態に即した相談を行うため、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関や民間団体と連携を強化して被害者の支援を行います。

指 標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値
DV防止啓発のための講座等の開催回数	1回		
デートDV防止の啓発等の実施事業数	2回		
DVに関する職務関係者研修の参加者理解度	97%		

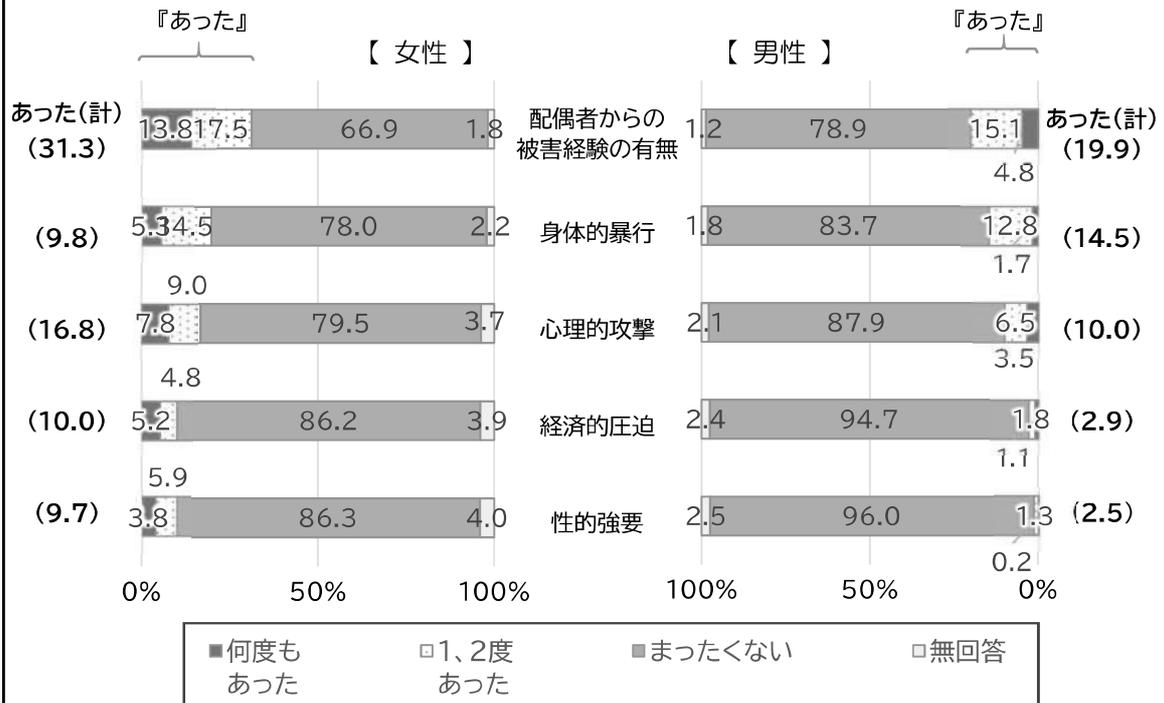
※27 リベンジポルノ…本人の同意を得ずに、性的な画像や動画をインターネットやSNSなどに嫌がらせの目的で公開する性的暴力のこと。

◆図表 16 相談件数

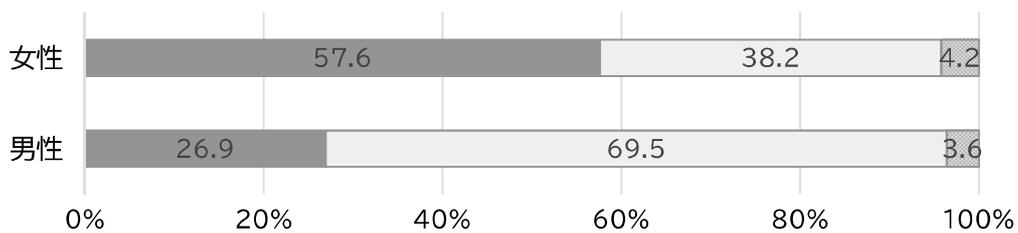


資料：越谷市人権・男女共同参画推進課

◆図表 17 DV被害経験の有無



◆図表 18 相談の有無



資料：図 17・18 男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度、内閣府）

施策の方向

(1) 啓発活動の推進

DVやデートDV、ストーカー行為、性暴力などのあらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける許されない行為であるという認識を若い世代を含め、社会全体で共有する必要があります。被害者も加害者も作らないあらゆる暴力の防止と根絶に向けて啓発活動をさらに推進します。

主な取り組み

- ・DV防止に関する講座の開催やパネル展示の実施
- ・若年者のデートDV防止に向けた出前講座
- ・ストーカーや性暴力等の防止のための啓発

(2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

相談から適切な支援に結びつけるためには、被害者だけでなく、その子どもなどの安全にも配慮することが必要です。DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で支援や助言を受けることができるよう、相談窓口の周知や環境を整備するとともに、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、支援体制を強化します。また、緊急的な一時保護が必要な場合は、一時保護施設や民間団体、警察、関係機関と連携を強化して被害者の安全確保を図ります。

主な取り組み

- ・市のホームページやリーフレット等による相談窓口の周知
- ・女性・DV相談支援センターの専門員による電話や面接によるDV相談
- ・警察、関係機関、民間団体と連携した被害者の安全確保

(3) 自立に向けた支援体制の充実

DV被害者は、暴力を受けた経験から、将来的な不安を抱え、また、精神的にも不安定になることがあります。生活の再建に向けて、社会から孤立しないよう、自立に必要な情報提供を行うとともに、心身の回復に向けた支援などを行います。

主な取り組み

- ・関係機関と連携した支援の充実
- ・DVによる生活困窮者の自立のための支援

(4) 関係機関との連携強化

DV被害者が安心して生活が送れるよう相談、安全確保、自立支援などの切れ目ない支援を行う必要があります。対応するにあたり、DV被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意する必要があります。そのため、被害者の問題解決や自立支援に向けて、窓口での適切な対応や二次的被害の防止に努めるとともに、庁内体制及び関係機関や警察、民間団体との連携を強化します。

主な取り組み

- ・DV被害者支援専門部会の活用と、庁内体制の連携強化
- ・二次的被害を防止するための情報職務関係者研修
- ・DV被害者支援のための警察、関係機関や民間団体との連携

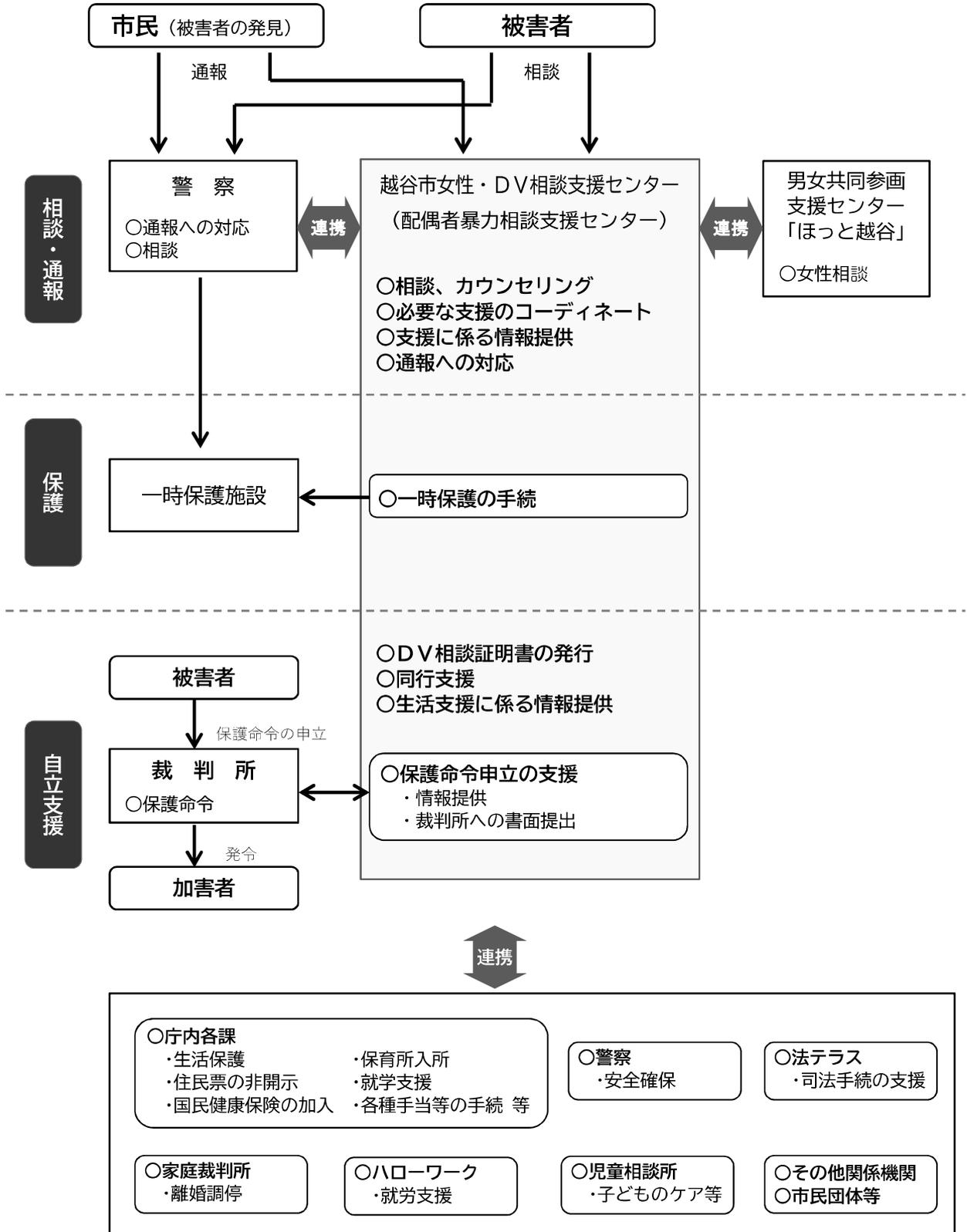
【推進条例（関連条文）】

第3条（基本理念）

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

支援体制

DV被害者へは、相談支援センターを中心に、関係各課と連携しながら相談・通報、保護、自立支援をワンストップで行います。



第5章 数値目標・モニタリング指標

1 数値目標・モニタリング指標について

この計画を着実に推進するためには、実施した事業の成果や達成の状況を数値化し、検証・評価することが重要です。

実施計画においては、各事業について具体的な指標と目的値を可能な限り設定していますが、基本計画においては、基本目標ごとに主な実施事業における数値目標を設定しました。数値目標は、令和7年度（中間年度）と令和12年度までの目標値とし、その達成状況を見ることで、基本目標ごとの進捗度合の目安とします。

また、実績値の推移から進捗状況の参考となるモニタリング指標について設定しました。なお、モニタリング指標の実績値については、その元となる調査等の実施時期等により、毎年度把握できない場合があります。

2 数値目標・モニタリング指標一覧

(1) 数値目標

基本目標	指標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値	目標値の考え方
I	越谷市公式ホームページの男女共同参画推進ページへの年間アクセス件数	47,590 件			
	男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数	6,418 人			
	性の多様性の理解促進に関する講座の理解度	93%			
	教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数	各1回			
	男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度	95%			
II	審議会等における女性委員の割合	32.8% (R2.4.1 現在)			
	審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%			
	市の行政職職員のうち管理職職員における女性の割合	14.4% (R2.4.1 現在)			
	女性の就職に関する講座の延べ参加者数	301 人			
	就労に関する法制度等の普及・啓発のための講座の理解度	100%			
	保育所（市立）の定員数	2,020 人			
	保育所（私立等）の定員数	2,174 人			
	男性の男女共同参画推進のための実施事業数	3回			

基本目標	指標	令和元年度 現況値	令和7年度 目標値	令和12年度 目標値	目標値の考え方
Ⅲ	ファミリー・サポート・センター事業の利用件数	4,849件			
	防災における女性リーダー育成のため講座等の開催回数	1回			
	乳がん検診受診率	13.4%			
	子宮頸がん検診受診率	8.8%			
	前立腺がん検診受診率	18.3%			
	性と生殖に関する健康と権利についての講座の理解度	96%			
	自殺予防普及啓発	3回			
Ⅳ	DV防止啓発のための講座等の開催回数	1回			
	デートDV防止の啓発等の実施事業数	2回			
	DVに関する職務関係者研修の参加者理解度	97%			

(2) モニタリング指標

基本 目標	指 標	現 況 値
I	①「男は仕事、女は家庭」の考え方に、「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合	57.2% (令和元年度市政世論調査)
	②男女の地位の平等感【教育の中で】において「平等になっていない」と回答した人の割合	16.8% (平成28年度市政世論調査)
II	①自治会長とPTA会長における女性比率	自治会長 6.8% PTA会長 17.8% (令和2年4月1日現在)
	②男女の地位の平等感【職場の中で】において「平等になっていない」と回答した人の割合	46.5% (平成28年度市政世論調査)
III	①生き方・パートナー相談件数（DV相談を除く）	443件 (令和元年度女性・DV相談支援センター、男女共同参画支援センター相談室の相談件数【DV相談を除く】)
IV	①DV相談件数	478件 (令和元年度子育て支援課、女性・DV相談支援センター、男女共同参画支援センター相談室の相談件数)
	②緊急一時保護の件数	2件 (令和元年度実績【DV】)
	③DV被害者支援ための情報連携件数	105件 (令和元年度実績)

資料

6 用語の解説

行	用語	説明
あ	SNS (P. 6)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。
	M字カーブ (P. 7)	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。
	LGBTなどの性的少数者 (P. 21)	LGBTとは、性的少数者の頭文字をとって組み合わせた言葉のこと。身体の性と心の性（性自認といい、自分が認識している自分自身の性別をどのように認識しているか）が一致していない人、性的指向（恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念）が同性や両性（男女）に向かう人など、社会的に少数派となる人たちのことを性的マイノリティともいう。また、LGBTの枠に当てはまらない性的マイノリティの人もいる。
	Lesbian (レズビアン)	女性の同性愛者
	Gay (ゲイ)	男性の同性愛者
	Bisexual (バイセクシュアル)	両性愛者
	Transgender (トランスジェンダー)	身体の性別と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人
エンパワーメント (P. 2)	個人が自分自身の力で問題や課題を解決できる社会的技術や能力をつけること。	
や	JKビジネス (P. 8)	児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」など未成年者を雇い、表向きには、性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的サービスを客に提供させること。
	ジェンダー (P. 2)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。その一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。
	事業主行動計画 (P. 3)	企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定める計画のこと。
	持続可能な開発目標SDGs（エス・ディー・ジーズ） (P. 2)	2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成される。

行	用語	説明
七	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） （P. 1）	自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本法方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法 平成 27 年 9 月 4 日公布・同日施行
	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ） （P. 39）	生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「子どもを産むか産まないか」を決定する権利のこと。
	性別による固定的役割分担意識 （P. 1）	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、固定的な考え方により役割分担を決めること。
	積極的格差是正措置 （P. 30）	さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。なお、推進条例においても積極的格差是正措置に関する規定を設けている。（第 16 条）
た	多様な性 （P. 21）	性には、①身体的な性（生まれたときの身体的特徴による性）②こころの性（自分が認識している性）③表現する性（言葉遣いや髪形、服装など、自分が表現したい性）④好きになる性の4つの要素がある。身体的性とこころの性が必ずしも一致するわけではなく、好きになる性も異性とは限らない。性のあり方は、人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在する。
	デートDV （P. 8）	交際中のカップルの間で起こるDVのこと。身体的、精神的、経済的、性的暴力がある。
	ドメスティック・バイオレンス/DV （P. 1）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった相手からの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） （P. 4）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律 平成 13 年 10 月 13 日施行
	配偶者暴力相談支援センター （P. 4）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助

行	用語	説明
は	ハラスメント (P. 4)	嫌がらせ、いじめを意味し、さまざまな場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの言動のこと。
	セクシュアル・ハラスメント (P. 4)	性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要など個人の生活の環境を害することや不利益を与えること。
	パタニティ・ハラスメント (P. 27)	育児のための休暇や時短勤務を申し出る男性に対する嫌がらせ行為のこと。
	パワー・ハラスメント (P. 4)	職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど職場環境を悪化させること。また、職場以外の人間関係においても増えており、職場の中だけの問題といえなくなっている。
	マタニティ・ハラスメント (P. 27)	妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを行うこと。
	ファミリー・サポート・センター事業 (P. 34)	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助活動の連絡、調整を行う事業。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行う。
ま	メディア・リテラシー (P. 23)	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。なお、推進条例においてもメディア・リテラシーに関する規定を設けている。（第9条）
ら	ライフステージ (P. 7)	人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けて考えた段階のこと。
	リベンジポルノ (P. 41)	本人の同意を得ずに、性的な画像や動画をインターネットやSNSなどに嫌がらせの目的で公開する性的暴力のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス (P. 7)	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ワンストップ支援 (P. 5)	複数の場所や担当に分散していた窓口を一元化することによって、複雑な手続きを簡素化し、相談者の負担軽減となる支援を行うこと。